

有価証券の最良執行方針、金融サービス提供法に基づく重要事項説明書 新旧対照表

※下線部分変更

| 有価証券の最良執行方針について  |   |
|--|---|
| 新  | 旧   |
| <p>有価証券の最良執行方針について</p> <p style="text-align: right;">2025年1月1日改定<br/>立花証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法<br/>(省略)</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>① (省略)</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合 (単独上場) には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ストックハウスイターネット取引では、東京証券取引所以外に単独上場されている場合には、現物売付のみ取り次ぎます。</u></p> | <p>有価証券の最良執行方針について</p> <p style="text-align: right;">2023年12月18日改定<br/>立花証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法<br/>(省略)</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>① (省略)</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合 (単独上場) には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</p> <p style="padding-left: 2em;">ストックハウスイターネット取引では、<u>福岡証券取引所、札幌証券取引所、名古屋証券取引所への取り次ぎはしておりません。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>※名古屋証券取引所は現物売付のみ取り次ぎます。</u></p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取り次ぎます。</p> <p>当社が選定した金融商品取引所市場とは、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社 QUICK 所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）といたします。</p> <p>ストックハウスインターネット取引では、複数の金融証券取引所に重複上場<u>されている場合</u>で優先市場が東京証券取引所以外の場合には、<u>現物売付のみ取り次ぎます。</u></p> <p>(以下省略)</p> | <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取り次ぎます。</p> <p>当社が選定した金融商品取引所市場とは、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社 QUICK 所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）といたします。</p> <p>ストックハウスインターネット取引では、複数の金融証券取引所に重複上場している場合、優先市場が東京証券取引所以外の場合には、<u>取り次ぎできません。優先市場が名古屋証券取引所の場合のみ現物売付を取り次ぎます。</u></p> <p>(以下省略)</p> |
|---|--|

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <b>金融サービス提供法に基づく重要事項説明書</b> |  |
| 変更なし                        |  |